

第1回BSE問題に関する調査検討委員会議事録

平成13年11月19日(月)

三田共用会議所 第三特別会議室

目 次

1	開 会	1
2	農林水産大臣挨拶	1
3	委員紹介	2
4	委員長選出	3
5	委員長挨拶	3
6	委員長代理指名	4
7	議事の公開	5
8	資料説明	5
9	質 疑	17
10	今後の日程	33
11	閉 会	33

開 会

農林水産省田原官房長 定刻でございますので、ただいまから第1回BSE問題に関する調査検討委員会を開催いたします。

私は、農林水産省の大臣官房長をしております田原と申します。本日、委員長が選出されますまでの間、しばらく私の方で司会進行を担当させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

農林水産大臣挨拶

農林水産省田原官房長 それでは、まず初めに、武部農林水産大臣からあいさつを申し上げます。

武部農林水産大臣 第1回BSE問題に関する調査検討委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

皆様方には、委員就任をご快諾いただきますとともに、ご多用中のところご参集をいただきまして、まず心から厚くお礼申し上げます。

9月10日にBSEを疑われる牛が発見されて以来、国民の皆様には多大なるご心配をおかけいたしまして、まことに遺憾にたえない次第でございます。今回の件につきましては、国民の皆様の不安を解消するとともに、国産牛肉に対する信頼を回復するために、厚生労働省と連携して対応に全力を尽くしているところでございます。これまで申し上げておりますとおり、牛肉や乳製品、牛乳は、もともと安全であるとされておりますが、10月18日からBSEに感染してないことが証明された安全な牛以外にはと畜場から出ていくことのないシステムを整備した次第でございます。したがって、牛肉等の安全性の確保と、国民の皆様への正確な情報の伝達にさらに努めてまいりたい、かように存じている次第でございます。

今後とも国民の健康を守るという基本的な立場に立ちまして対策に万全を期してまいりたいと考えている次第でございますが、一方、今般のBSE問題に関する一連の行政対応につきましては、関係者間の連絡体制が不十分であった、また、機能しなかった、こうし

た対応に混乱がございまして、国民の行政に対する不信を招いたことに対しましては、まことに申しわけなく、各方面からの厳しいご批判を重く受けとめている次第でございます。こうした国民の不信を招くような事態が二度と起こらないようにするということが、今一番私どもに課せられた大きな責任、かように存じておりまして、今回の教訓を今後の行政に生かしていくことが重要だ、かように認識しております。

このために、BSEに関するこれまでの行政対応の問題の検証と、今後の畜産・食品衛生行政のあり方について、客観的に、あるいは科学的にご検討賜りまして、この調査検討委員会におきましてさまざま率直なご意見をいただきたい、かように存じます。そのような観点から本委員会の開催に至った次第でございまして、本日お集まりの委員の皆様方には、このような本委員会の趣旨をご理解いただきまして、幅広い視点でご議論を賜り、ご意見をちょうだいいたしたい、かように存じている次第でございます。このことを重ねて申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしく願いたいと思います。

農林水産省田原官房長 ありがとうございました。なお、本日は、坂口厚生労働大臣は国会にご出席ということで、本委員会を欠席されておりますことを申し添えさせていただきますと思います。

また、本日は、遠藤農林水産副大臣にもご出席をいただいております。

委 員 紹 介

農林水産省田原官房長 次に、委員の皆様方を五十音順ということでご紹介をさせていただきます。まず岩淵委員でございます。加倉井委員でございます。砂田委員でございます。高橋委員でございます。竹田委員でございます。山内委員でございます。和田委員でございます。

以上でございます。よろしく願いたいと思います。

なお、本日は、小野寺委員、日和佐委員、藤田委員、この3人の委員の方々が所用で欠席ということでございます。

なお、厚生労働省及び農林水産省から事務方が出席させていただいておりますけれども、紹介の方は省略をさせていただきます。

委員 長 選 出

農林水産省田原官房長 次に、当委員会の委員長を選出していただく必要がございますが、どなたかご意見がありましたらお願いしたいと思います。

加倉井委員 日大教授の高橋さんをご推薦したいと思います。高橋さんは、農業経済学専門なのですが、生産と流通と両方をみるという立場で勉強なさっている方です。今回のBSE問題というのは、家畜としての牛の部分と食肉としての牛肉の部分が両方入っているものですから、高橋さんでふさわしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

農林水産省田原官房長 ただいま加倉井委員から、高橋委員に委員長をお願いしてはどうかのご意見がございましたけれども、皆様方、いかがでしょうか。

(「賛成」「異議なし」の声あり)

ご異論はないようでございますので、高橋委員に委員長をお願いしたいと思います。

それでは、高橋委員、委員長席にお移りをお願いいたします。

(高橋委員、委員長席に着席)

委員 長 挨拶

農林水産省田原官房長 それでは、ここで高橋委員長からごあいさつをいただきたいと思えます。なお、これからは、高橋委員長に議事をお進めいただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

高橋委員長 ただいま本委員会の委員長に選任されました高橋でございます。先ほどご紹介ございましたように、農業経済から流通問題、最近ではフードシステムという言葉を使いながら、それをトータルに把握しようというような研究を進めております。ただ、畜産についてはそれほど詳しくない。ましてや、BSE問題についてはずぶの素人でございます。したがって、これが務まるかどうか非常に不安でございますが、3年ほど前から農業構造改善事業の第三者評価委員会、あるいはことしの1月からは農林水産省の政策評価委員会の仕事をさせていただき、本検討会がそういった政策評価にもかかわるということで、微力ながら務めさせていただきたいと思っております。

いずれにしましても、厚生労働大臣、農林水産大臣の私的諮問機関として設けられました本委員会、非常に大切な委員会であり、また国民の皆さんが非常に強い関心をもっている委員会だと考えております。課題でございますBSEに関するこれまでの行政対応の問題点を検証すること、今後の畜産行政、あるいは食品衛生行政のあり方について検討することは非常に重要なことだということを考え、大変な重責を担っていると認識しております。委員の皆様のご自由闊達なご意見を通じて、これまでの行政対応について反省し、あるいは問題点を検証し、今後の行政の取り組みに対して有意義な提言ができるように委員長として努力してまいりたいと思っております。皆様方のご協力を心からお願いしたいと思います。

委員長代理指名

高橋委員長　それでは、これより議事に入ります。

なお、武部農林水産大臣、遠藤農林水産副大臣におかれましては、所用のために退席されます。

武部農林水産大臣　どうぞよろしくお願ひいたします。

高橋委員長　報道関係の方は、これから会議が始まりますので、傍聴室の方へお移りいただきたいと思ひます。

まず最初に、今後の委員会の進め方についてお諮りしたいと思ひます。開催要領、資料1がござひますが、その第4の3に「委員長に事故があるときには、あらかじめその指名するものがその職務を代理する。」という項目がござひます。そこで、委員長の職務を代理する委員を委員長がここで指名することになっておりますので、私の方から指名させていただきます。よろしゅうござひましようか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、山内委員にお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひ申します。

(山内委員、委員長代理席に着席)

議 事 の 公 開

高橋委員長　もう1点、委員会の進め方についてでございますが、この議事は公開でございます。その公開の仕方についてでございますが、当然、この議事の透明性を確保し、広く情報公開するという観点から、会議は公開とする。ただし、可能な限り多くの方々に傍聴していただけるように別室に傍聴室を設定して、テレビモニターによって傍聴していただくという形をとりたいと思います。

会議の資料は、ホームページによって公開する。

会議の議事録については、会議の終了後、委員の皆様のご理解を得た上で、発言者の氏名を入れたものをホームページ等によって公表するということでございます。

なお、そのような議事録を作成するには多少時間がかかりますので、便宜のために議事録とは別に、議事の概要を事務局の責任において、発言者の名前を伏した形で作成し、これを会議の数日後にホームページ等によって公開する。この3点でございます。

いかがでございましょうか。そのような公開方式をとる。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのように進めていきたいと思っております。

ただし、会議の資料につきましては、個人の権利利益を害することがないよう、役職名では公表しますが、個人の氏名については非公開とする。また、会議については、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると委員長である私が判断した場合には、委員会の了承を得た上で非公開とし、その非公開の間の議事の概要については、会議の終了後、事務局から記者会見で説明を行うということにしてはいかがかと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

よろしゅうございましょうか。それでは、そのような形で進めたいと思っておりますので、事務局としてはよろしくお願ひしたいと思っております。

資 料 説 明

高橋委員長　次に、本委員会における検討事項、本日の次第は、これから数回開催さ

れます本委員会の全体を通じての検討事項について議論いただくことが本日の課題でございます。検討事項の案等について、事務局から資料を提出していただいておりますので、まずはその説明をお願いして、その後、委員の皆さんからご意見を賜りたいと考えております。

それでは、説明をお願いします。

農林水産省武本企画評価課長 農林水産省大臣官房企画評価課長の武本でございます。お手元の資料に従いまして説明をさせていただきます。

委員長から先ほどご紹介がございました資料1でございますけれども、今、委員長の方からお諮りいただいたのが、第4の「委員長」のところと第5の「運営」に関してでございます。第2の「検討事項」につきまして、次回以降ご議論をしていただく具体的な検討事項につきまして、当委員会としての共通のご認識と申しましょうか、コンセンサスといましょうか、これをまず形成をしていただいたらと考える次第でございます。

資料2をごらんいただきたいと思います。「BSE問題に関する調査検討委員会検討事項(案)」ということございまして、当委員会における検討事項は、開催要領の第2に規定されているところであります。1つが「BSEに関するこれまでの行政対応上の問題の検証について」であり、もう1つが「今後の畜産・食品衛生行政のあり方」についてであります。この2つの項目について、その具体的な検討事項として、事務方といたしまして、例えば次のようなものが考えられるのではないかとということで提出をしたものでございます。

まず「これまでの行政対応上の問題の検証について」というのが1の параグラフの部分でございます。次のページに2といたしまして「今後の畜産・食品衛生行政のあり方」という形にしております。

まず1の「これまでの行政対応上の問題の検証について」でございますが、「これまでの」という部分でございますけれども、これをいつからととらえるかということでございまして、事務方といたしましては、にございますように、英国におけるBSE発生後ということで、1986年以降というようにお考えいただいたらどうかと考えているところでございます。

お手元の資料のうち、「参考配布」という資料があるかと思えます。1が「基礎資料」、2が「牛海綿状脳症(BSE)の疑いのない安全な畜産物の供給について」というものでございますけれども、その1ページをごらんいただきたいと思えます。ここに

「牛海綿状脳症（BSE）とは」ということで簡単に、起源でありますとか、原因でありますとか、主な感染経路等々が出ていてございまして、特に今後の議論といたしまして、3の「主な感染経路」のところに書いてあるところとございまして、この疾病は「接触感染や空気感染はしないと考えられており、BSEに感染した牛の脳等を含む肉骨粉などの飼料の摂取による経口感染と考えられている。」ということがまず1つあるわけとございまして、こういったようなことから、肉骨粉というものに着目をしていく必要があるのではないかと考える次第であります。

その資料の2ページをごらんいただきたいと思っております。「牛海綿状脳症（BSE）に関する主な出来事と発生状況」というものを簡単にとりまとめたものがございまして、1986年に英国においてBSE発生を確認（11月とございまして）されたわけとあります。それ以降、英国の次にアイルランド、スイス、フランス、ポルトガルという形でBSEが発生していったわけとあります。そういった意味では、先ほど申し上げましたように1986年以降ということとを考えていったらいかかかなと思っておりますけれども、そのうち1996年のところとございまして、ここで英国政府海綿状脳症諮問機関がBSEと新変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の関連の可能性を公表した。このことによりまして、それまで家畜の疾病と考えられたものが、ヒトにも感染するおそれがあるのではないかとということになってきたわけとございまして、ここが1つの転機になるのではないかとと思われるわけとあります。

また、1996年には、WHOが伝染性海綿状脳症に関する勧告を行うことを決定もいたしているわけとあります。

2001年には、我が国もBSEの発生が確認されたということになるわけとございまして、このようなことを考えますと、1986年以降という形で押さえていったらいかかかなと思っております。

それまでの間は、資料2をごらんいただきまして、1の(1)の にある「英国におけるBSE発生後（86年）の各時期における我が国（農林水産省、厚生労働省）の対応とその検証について」ご検討していただいたらいかかかなと思っております。

この関係では、資料3をごらんいただきたいと思っておりますが、席上には資料3の1の部分と同じ資料を拡大したものがテーブルの上にありますので、こちらをごらんいただいても結構ですし、全く同じものです。拡大して多少みやすくしたものでございまして、3の1をみていただきまして、先ほどの資料と基本的には、86年以降のことが書いてあるわけと

ございますけれども、この資料には、英国における発生等、それから英国の対応、EUの対応、農林水産省の国境措置、国内措置、厚生労働省の国境措置、国内措置というものを整理しているところがございます。この資料のうち、1986年に英国内で初めて確認されたわけでありまして、我が国の対応といたしましては、1990年のところをごらんいただきたいと思いますが、農林水産省は国境措置といたしまして、生きた牛について、英国からの輸入を停止、肉骨粉については、英国からの輸入条件を強化したというのがございます。輸入条件を強化したというのがどういうことかというのは、いろいろ移って申しわけございませんが、「参考配布」の資料をごらんいただきたいのですが、この資料の11ページをごらんいただきたいと思います。ここに「肉骨粉輸入条件強化の推移」というタイトルの資料がございます。その1990年7月13日に英国、アイルランドを対象として、肉骨粉についての加熱処理条件を定めています。湿熱 136 の30分、つまりこういう条件をクリアしたもの以外は輸入をしないということを決めたということでございます。このところについて、1つは、アメリカ等々では、そもそも肉骨粉の輸入を禁止しているではないかというご指摘がある中で、我が国は輸入条件を強化するという形で対応したところがございます。この点については、第2回目以降のご議論の中でどういう背景のもとにこういう選択をしたかについてご説明申し上げたい。そしてご議論いただきたいと思うところがあります。

資料2に戻っていただきまして、2ページでございます。先ほど申し上げましたように、1986年以降、牛の病気だと思っていたわけでありまして、1996年に英国政府から新変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病との関連性の可能性が発表されて、ヒトにも感染する病気であるのではないかということになったわけでありまして、先ほど申し上げましたけれども、同年の4月にはWHOからも勧告といたしまして、報告書のとりまとめがなされたわけでありまして、これを踏まえた形で農林水産省、厚生労働省としても所要の措置を講じたところでありまして、この部分につきましては、「参考資料」の5ページのところにWHOの専門家会議報告書を参考までにつけております。5ページには「ヒトおよび動物の伝達性海綿状脳症に関連した公衆衛生の問題に関するWHO専門家会議報告書」というものがございます。その2.2が「国民の健康保護のための勧告」ということで、1.のパラグラフは「TSEの徴候を示すいかなる動物のいかなる部分も製品も、(ヒトまたは動物の)食物連鎖に入らないようにする。」という指摘がなされておるところであります。

また、下の方の3.というパラグラフですが、「各国は、BSE物質を含む可能性のある

組織が、いかなる食物連鎖（ヒトおよび動物の）にも入らないようにする。」、それと4.の、「すべての国は、反芻動物の飼料に反芻動物の組織を使用することを禁止する。」という報告がなされたわけであります。

6ページをごらんいただきたいのですが、平成8年4月11日に厚生省の調査会でございます食品衛生調査会が厚生大臣に意見具申を行ったものでございます。牛海綿状脳症等に関する当面の対応ということでございまして、その1.のところでございます。「厚生省においては、」というところで、3行目に飛んでいただきますと、「3月26日から、輸入業者に対して英国産の牛肉加工品等の輸入を自粛するよう指導する等の対応が行われるとともに、農林水産省においても、動物検疫の観点から所要の措置が講じられている。」とあります。「動物検疫の観点から所要の措置」というのは、農林水産省におきましても牛肉加工品なり肉骨粉等の輸入停止をしたということを指しております。「このこと等から、英国産の牛肉加工品等が我が国に輸入される懸念は解消されたものと考えられ、今後とも、引き続き英国産の牛肉加工品等が我が国に輸入されることのないよう、輸入自粛の指導等の対策を継続することが適当である。」という具体的な意見具申が4月11日に出されたところであります。

7ページをごらんいただきたいと思えます。「海綿状脳症に関する検討会について」という資料でございまして、これは農林水産省で開かれたものでございます。4番目に「検討会出席委員」が掲げられておりまして、5番目に「議題」としまして、「牛海綿状脳症及びスクレイピーについての、発生状況、疫学、診断方法及び防疫対応方法等について」議論されたところでありまして、その検討会での委員発言の要旨が右側に6点にわたってとりまとめているわけであります。このうちの4番目をごらんいただきたいのでありますが、2行目の中ほどからでありますけれども、「このような中で、スクレイピーも含め、両疾病についての届出とその後の措置の義務付けにより、防疫対策をより効果的に進めるべきである。」という意見が告示しになられたわけでありまして、これを受けまして農林水産省は、96年4月にBSEを政令指定し、サーベイランスを開始するという事になったわけであります。

6番目でございますけれども、「国内の反すう動物の内蔵等については、国内の反すう動物の飼料として利用されないよう指導することが重要である。」という意見があったわけであります。

2ページに戻っていただきたいと思えます。1996年の欄の農林水産省の国境措置であり

ますが、3月に牛肉加工品及び肉骨粉等について、英国からの輸入を停止しております。

国内措置といたしましては、4月に伝染性海綿状脳症を家畜伝染病予防法の政令で指定、サーベイランスを開始しております。

その下でございますけれども、反すう動物の組織を用いた飼料原料（肉骨粉等）について、反すう動物に給与する飼料とすることのないよう指導したところでございます。

また、厚生労働省の国境措置の部分につきまして、1つ目のポツでありますけれども、英国からの牛肉（内臓、骨等を含む）及びその加工品について、輸入自粛を指導するというのが3月に出されまして、先ほどごらんいただきましたように4月11日の食品衛生調査会の意見具申を踏まえてこれが続けられたという状況にあるわけであります。

1996年の対応につきまして、とりわけ農林水産省の国内での「反すう動物の組織を用いた飼料原料について、反すう動物に給与する飼料とすることのないよう指導する」という部分については、ほかの国々が法的対応をしているのではないかという指摘がなされているところでありまして、この点についても、今後第2回目以降の検討委員会の場で、どういふことを背景としまして指導という形を、その後維持し続けたのかといったようなことについて、ご議論をしていただければと考えています。

資料2に戻っていただきますと、1の(1)の で2つ目のポツですけれども、「BSEに関するステータス評価に対する農林水産省の対応とその検証」というものが書いてあります。これは、資料3の3ページをごらんいただきたいのでありますけれども、1998年の欄のEUの対応のところをごらんいただきたいと思っております。1998年にEUでは、1月でありますけれども、「BSEに関する各国のステータス評価について、具体的な作業を開始」するということがございます。これまでの間に、大体EU域内はとるべき措置をとってきたということがありまして、今後は外からEU域内にBSEがまた入ってくるのをどうやって抑えるかということで、ステータス評価を開始したわけであります。このステータス評価につきまして、我が国も参加をしていったわけでありますけれども、EUのステータス評価につきましては、最終的には6月に、我が国はこれを受けないという形での対応をしたところであります。

ステータス評価の問題につきましては、2001年の欄の農林水産省の国境措置のところをごらんいただきたいと思うのですが、5つポツがありますけれども、下から2つ目でありまして、第三国に対するステータス評価をこの4月から開始をしたところであります。ということで、EUの行うステータス評価、我が国、農林水産省が行おうとしていたステー

タス評価、それぞれ基準があるわけでございますけれども、こういった基準の考え方、あるいは国際獣疫事務局という国際機関がございますけれども、ここでもまた、ステータス評価をするに当たっての基準なり考え方というのがとりまとめられているわけですので、そういったことも含めましてこの問題について、農林水産省の対応の仕方と、そのことについての検証をご議論をしていただきたいと思いますと考えているところであります。

資料2に戻っていただきまして、1の(1)の関係でございます。「我が国におけるBSE発生以降の農林水産省と厚生労働省の対応とその検証」というものがあります。その下にポツが書いてありますけれども、具体的には本年8月以降に我が国でBSE患畜が確認されたわけでありまして、8月以降の農林水産省及び厚生労働省の一連の対応とその検証を行う必要があるだろうと思うわけでありまして、この点は、いわゆる危機的な状態が出来た際の対応のあり方、その1つのパターンということになってこようかと思うわけでありまして。

これに関しては、資料3の8ページをごらんいただきますと、「2 牛海綿状脳症(BSE)感染牛の発生に係る対応の経緯について」という表題の資料でございますけれども、8月6日から、事実、農林水産省の対応、厚生労働省の対応、県の対応等という区分によりまして、どういうことが行われたかということを整理したものでございます。これが14ページまで続いておりまして、11月11日までの関係のことが記述されているわけでありまして、8月6日以降についてでございますけれども、まず検証する必要があるかと考える部分といたしましては、8月6日、これは千葉県酪農家が食肉衛生検査所で当該牛を「敗血症」と診断し、その後、処理に向かったという部分をスタートといたしまして、9ページの9月10日に、農林水産省の対応の欄でいいますと4つ目のポツになりますが、BSEの疑いがある牛が確認された旨、公表したというところまでの対応を検証する必要があるのではないかと考える次第であります。これは、8月6日から9月10日までの間というのが約1ヵ月強かかっているわけでございますので、この間の対応について、どのような対応をしていったのかということについて、みていく必要があるかと考える次第であります。

まず8ページの8月6日の欄でございますけれども、食肉衛生検査所で「敗血症」の診断を受けた後に、その下に千葉県の家畜保健衛生所がBSEサーベイランス、これは農林水産省が出しているものでありますけれども、サーベイランスの対象として当該牛の頭部を引き取ったわけでありまして、これを千葉県から農林水産省の独立行政法人・動物衛生研

究所に検体が送付されまして、8月15日にはプリオニクステストで陰性と判定されたわけ
であります。

この後のことでありますけれども、8月24日の欄をみていただきますと、千葉県の家畜
保健衛生所が病理組織学的検査を実施したところ、当該牛の脳に空胞を発見し、その旨、
千葉県の畜産課へ連絡をしております。農林水産省の欄のところをみていただきますと、
千葉県畜産課から衛生課に対し、左記の事実、つまり空胞があったということについて、
電話連絡の後、ファクスで連絡をしております。あわせてプリオニクステストの結果の確
認及び独立行政法人・動物衛生研究所での病理組織の再検査が必要か否かの確認の要請が
なされているわけであります。これを踏まえまして、農林水産省の方では、独立行政法人
・動物衛生研究所に電話連絡を試みたところ、先方の担当者は不在で連絡ができず、結果
的には30日にその連絡がなされたということであります。

30日の欄でありますけれども、3つポツがありますが、3つ目のポツをみていただきま
すと、農林水産省の衛生課から千葉県畜産課に対し、電話により上記のプリオニクステス
トの陰性の結果を連絡するというので、ここで千葉県に対して陰性の結果を連絡いたし
まして、独立行政法人・動物衛生研究所に病理材料を送付するよう連絡をしたということ
になっております。この点につきましては、千葉県の畜産課の認識といたしましては、8
月30日ではなく9月4日にその指示を受けたということになっております。したがいまし
て、千葉県から検体が送付されるのが、9ページをごらんいただきますと、6日に送付さ
れまして7日に動物衛生研究所に到着したわけであります。7日に再度プリオニクステス
トで検査をし、さらに確定診断法である免疫組織化学的検査に着手をしたところ、9月8
日にはプリオニクステストの再検査を行って陰性と判定をしております。

9月10日に動物衛生研究所から衛生課に対し電話連絡がなされ、農林水産省としてB S
Eの疑いがある牛の確認をされた旨の公表をしたという段取りになるわけであります。そ
ういった形で、かなり時間を要したという状況があるわけであります。

もう1つが、9月10日から9月14日までの対応についてであります。9月10日の4つ目
のポツのところ、先ほど1行読んだのですが、B S Eの疑いがある牛が確認された旨公表
して、その際、これは記者会見でありますけれども、「当該牛については、すべて廃棄さ
れ、食用には供されていない」旨説明し、記者からの「焼却処分か」との質問に対し、
「そのとおり、食用には供しないと聞いている。」と応答という部分があります。これで、
当該牛は焼却処分されたという形になったわけであります。ここのところは、当日の記者

会見の様様を要約しておりますが、正確に申し上げれば、記者の方から「当該牛の廃棄とは、焼却処分をしたということか」という質問に対して、当方から「食用に供していないということを知っているから、焼却をしたはずである」という回答をしたところであります。このことによって、焼却処分という形で公表したことになるわけでありませう。

そのことが、次の10ページをごらんいただきますと、9月14日の欄でありますけれども、農林水産省から当該牛が焼却処分ではなくレンダリング処理されたことを公表するというところを行ってわけであります。これまでの間について動きをみていきますと、8ページに戻っていただきますと、8月6日の欄でありますけれども、まず食肉衛生検査所で「敗血症」と診断し、食肉には不適として、「全部廃棄」の命令が出されたわけであります。これを踏まえて、下の最後の方に出てはいますが、先ほどいいましたが、頭以外は化製場へ回り、レンダリング処理されたわけであります。

9ページをごらんいただきたいと思うのですが、9月8日の欄であります。農林水産省の対応の欄でありますけれども、これは陰性と判定されたということが一方ではあったわけではありますが、千葉県畜産課から衛生課に対し、当該牛は全部廃棄され、食用には供されていない旨の電話連絡がなされているわけであります。そういったようなことを踏まえて、先ほどの9月10日の記者会見につながっていくわけでありますけれども、9月10日には、県の対応等の欄をみていただきますと、千葉県の畜産課から同県の衛生指導課に、BSEの疑いのある牛が確認されたことが連絡され、同衛生指導課は茨城県の生活衛生課に対し、当該牛のレンダリング処理の可能性について調査依頼を行っております。

10ページをごらんいただきまして、9月11日でありますけれども、県の対応のところではありますが、茨城県生活衛生課から千葉県衛生指導課に対し、8月6日に千葉の業者から茨城の業者に原料の搬入があったこと、さらにその原料はレンダリング処理され、養魚用飼料として出荷されたこと等をファクスにて報告をいたしております。

9月12日の欄でありますけれども、厚生労働省の欄のところでございますが、2つ目のポツのところであります。千葉県衛生指導課から監視安全課、これは厚生労働省監視安全課に対し、当該牛はレンダリング処理され、養魚用飼料として出荷されていたとの連絡があり、監視安全課は事実関係を確認するよう千葉県に指示を出しております。

3つ目のポツであります。監視安全課から農林水産省衛生課に対し、当該牛はレンダリング処理され、魚用のえさになったと千葉県から情報があつた旨の連絡をしております。

また、県の対応等の欄をごらんいただきますと、千葉県の畜産課は、同県衛生指導課よ

り11日のファクスを入手いたしまして、これを9月12日の農林水産省の欄でありますけれども、衛生課に対しファクスにより当該牛の処理、焼却処分ではなくレンジング処理されたことについて報告をいたしております。

9月13日には、徳島県の畜産課から衛生課に対し、業者が当該牛に係る肉骨粉を保管しているがどうすべきかの相談があった旨の電話連絡がなされております。こういったことがあった後に、9月14日、農林水産省として当該牛が焼却処分ではなくレンジング処理されたことが公表されたわけでありまして、というのが10日から14日にかけての流れであります。

もう1つは、10月10日から12日にかけてであります。12ページをごらんいただきたいと思います。厚生労働省の対応の欄でございますけれども、10月18日から全頭検査を行うということを前提に、検査の研修を行うこととなっていたわけでありまして、10月10日の厚生労働省が実施するBSE技術研修に使用するサンプルを東京都中央卸売市場食肉市場より提供され、研修においてスクリーニング検査（エライザ法）を実施したところ、陽性の結果が出たところであります。

10月11日に上記BSE技術研修において2回目の検査を実施し、再度陽性の結果が得られたわけでありまして、これが午後4時のころであります。東京都衛生局に検査結果を連絡したわけでありまして、これが当日の10時ごろであります。

10月12日でありますけれども、厚生労働省の対応のところでありまして、東京都が今後の対応等について公表をいたしまして、その後、横浜検疫所において確認検査を実施し、一番最後のポツでありますけれども、ウェスタンブロット法の結果、陰性であることを確認し、公表したということでありまして、この一連の流れの中で、厚生労働省から農林水産省への連絡が10月12日の午前10時ごろという状況であったということでありまして。

以上が、8月6日以降の一連の対応についての主だったものでございまして、これを含めて、より具体的な対応のあり方等について検証していただければいいかなと思うところであります。

資料2の検討事項（案）に戻っていただきまして、1の(1)の であります。「農林水産省と厚生労働省との連携の検証」ということとございまして、これは、今回の事態が出来た大きな理由の1つは、縦割り行政の弊害ではないかというご批判がございまして、まず客観的事実といたしまして、農林水産省と厚生労働省の役割分担、あるいは政策調整についての考え方、あるいは政策調整に係る仕組みなり運用状況等についての実態をお示しを

し、検証していただけたらいいかなと思うところでもあります。この関係でいきますと、資料3「参考資料」の15ページをごらんいただきたいと思うのですが、ここに「生産から消費までの流れ」を図示いたしております。牛及び食肉の流れということで、生産、処理、加工・製造、販売、消費というものでございます。ちなみにこれは、10月18日以降の姿を示しているところがございます、農場で飼われていた牛がと畜される段階には、と畜場に連れていかれるわけでありまして、こういった一連の流れと農林水産省、厚生労働省の衛生に関する行政からの観点から業務分担をみたものが、その図の下の方にある部分でございます。薄く塗りつぶしてある部分が農林水産省の業務でございます、それ以外が厚生労働省の業務ということになります。端的に申し上げれば、と畜場の入り口までが農林水産省の担当業務ということになりますので、飼料、動物用医薬品の使用規制とか家畜伝染病の対応等、家畜衛生の確保、家畜の健康とか安全とか、それにかかわるものというのが農林水産省の業務になります。食品となる過程以降からと畜場の設置許可、と畜検査の実施等々、一連の業務が厚生労働省の担当ということになります。ただ、肉骨粉につきましては、下の方に化製場の設置許可は厚生労働省の担当でございますけれども、肉骨粉が配合飼料の原料という形でえさで使われますものですから、飼料、飼料添加物の製造等に関する基準・規格の設定、これが農林水産省の担当になっておりますものですから、この部分で農林水産省が関与するという形になっているところがございます。こういった農林水産省、厚生労働省の役割分担がなされているわけでありまして、この役割分担の考え方なり、あるいは政策調整のあり方等につきまして、資料を用意いたしましてご議論、検討をしていただければというように考えます。

資料2に戻っていただきまして、2ページ目をごらんいただきたいと思っております。(2)の諸外国の対応についてであります。BSEに対する諸外国の対応につきましては、2点ここに書いてございます。英国におけるBSEの発生の確認以降の諸外国の対応でございますけれども、国境措置、国内措置であります、この部分は、議論としては前のページの1の(1)の1つ目の「英国におけるBSEの発生の確認以降における農林水産省及び厚生労働省の対応とその検証」、ここで、議論としては一緒にしていただけたらどうかと思っております。つまり我が国の国境措置なり国内措置を講ずる際に比較されるのは、諸外国はどうであったか。比較において我が国の対応について検証をしていただけたらどうかと考えます。

2ページであります、(2)のBSEに対する諸外国の対応の2つ目のポツであります

けれども、「BSEの発生への対応を踏まえて行われた諸外国の行政のあり方の見直し」ということであります。このことにつきましては、特に(2)の表題のところにも書きましたけれども、イギリスでありますとか、ドイツ、EUのほかの国々でありますけれども、そういった国においては、BSEの発生及びその対応を踏まえて、食品安全行政についての組織のあり方なり行政の対応についての見直しが行われております。したがって、その点についてはどのような考え方のもとに、どのように再編をされているのかといったようなことを、資料としてご提出申し上げ、ご議論をしていただいたらどうかと考えております。

以上が、これまでの行政対応上の問題の検証という部分になるわけでありまして、そういったことを踏まえた上で、2ページの2の「今後の畜産・食品衛生行政のあり方」についてご検討の上、ご提言という形でのとりまとめをしていただければと考えるところであります。

以上が、事務方として考えております具体的な検討事項の一例でございます。この具体的な検討事項についてご意見をいただければと考える次第であります。

また、今申し上げましたポツごとの項目というのは、資料にいたしましてもかなりのボリュームになってくるのではないかなと想像されますし、非常に検討に慎重な部分を要する部分があるかと思っておりますので、幾つかのものをまとめてやるというやり方をやりますと、十分にご議論が必ずしもできないのではないかと考えられますので、それぞれの部分について、2回目以降ご議論をしていただくというような取り扱いをしていったらいかがかと考える次第であります。

例えば、1の(1)の2つのポツがあるわけですが、これにつきましては、それぞれ、次回の第2回目は英国におけるBSE発生の確認以降における農林水産省及び厚生労働省の対応とその検証、このときには諸外国の同時期の対応もあわせて検討していただく。次の第3回目には、BSEに関するステータス評価に対する農林水産省の対応とその検証といったような形でご検討をしていただくというように考えたらどうかということでございます。という進め方をあわせてご議論いただければということで、事務方の説明とさせていただきます。

以上でございます。

高橋委員長　ありがとうございました。

ただいまの説明は、農林水産省並びに厚生労働省にまたがった説明でございましたが、

厚生労働省から補足説明するようなことはございましょうか。

厚生労働省吉岡企画課長　ただいまの説明、特段補足することはございませんので、よろしく申し上げます。

質　　疑

高橋委員長　それでは、今の説明を踏まえまして、いろいろ質疑応答、それから、今後の検討に向けての資料請求等をご発言いただければと思っております。

本日初回でございますが、恐らくご意見がたくさん出るだろうと思っておりますので、時間の許す限り、場合によっては多少時間を延長することも含めて、自由なご発言をいただきたいと思っております。

それでは、どなたでも結構です。ただいまの説明についてのご質問、あるいは今後の委員会の進め方についてのご意見、いただきたいと思っております。

岩淵委員　今の説明は随分よく整理されていまして、これぐらい整理されているとちょっと適切に対応できたかなと思うぐらいよくできているのですが.....。

よくいわれることなのですが、狂牛病問題は、英国の教訓をどこまできちんと生かしていくかというのが一番大きな課題だったのではないかなと思うのです。日本の場合、前者の轍は、当初、英国のわだちを走ってしまったなという感じを受けるのです。発生後は、にわかにはEUのモードに乗りかえて、結構それなりには対応できたなというように評価しています。

ですから、農水省と厚生労働省との協力、あるいは対応の検証については、日本で第1の症例が発生して以降のことのように今おっしゃいましたけれども、むしろその前の方がよほど問題ではないかと思っております。

もちろん、ここにあります「英国におけるBSEの発生の確認以降における農水省及び厚生労働省の対応」という項目の中で、厚生労働省と農水省との連携がどうだったのかというのは、当然ながら議論になると思うのですけれども、そこを事務方もきちんと踏まえて、そのあたりが今日に至る一番大きな問題点だったのではないかなと思っておりますので、その点をよろしく願いいたします。

それと、この表、本当に両省の役割分担がかくも画然ときれいに仕分けされているのを

みて、日本の縄張りという大変ですけども、所管の分け方というのは随分きちんとしているのですが、どうもきちんとし過ぎて、よく指摘されることですが、相互に内政不干涉になり過ぎた傾向があるのではないかとこのころで、これからこれらの点をポイントにしてこの会合に臨んでいきたいと思っています。

高橋委員長　特に回答いただくことではなくて今後の進め方ということで、ほかに、どうぞ。

山内委員長代理　英国、EUが外国の例として挙げられているわけですが、現実には、例えばスイスはEU以外として独自の対策をとってきています。アメリカも、かなり早い時点からリスク評価などもちゃんとやって対応している。それから、スクレイピーもフリーであるオーストラリアなどは、また別の形での対策をしていると思うのです。やはり国際的に1986年以降、どのように動いてきたかということがわかるような形の資料が必要ではないかと思います。EU自体というのは大きなグループなものですから、なかなかまとまった意見は出てこなくて、そうではなくて、個々の国での動きというのがかなり参考になるのではないかと思います。

それから、発生してから後の問題に関しましては、例えば、8ページの8月6日の時点で食肉衛生検査所、これは厚生労働省の管轄です。そして、もう一方では家畜保健衛生所、これは農水省です。そうしますと、その間で一体どのような結果が報告されて、どのようなになっているのかというのが、この中には全然出てきていない。そういったところをもっと詳しい形で、資料でもいいのかもしれませんが、そして、動物衛生研究所での検査の内容。これは、私は専門家としてもっとちゃんとした内容のものが欲しいと思います。

今、気がついた点ではそんなところですよ。

高橋委員長　続いてどなたか、どうぞ。

加倉井委員　資料請求になるのかもしれませんが、そこにある表には出ていないのですけれども、1986年にBSEの存在が確認された後、87年ぐらいには、もうイギリスでは肉骨粉が感染源ではないかという疑いが学者の中で議論されていたというのです。そうしますと、そういう情報は日本にどういうルートで入るようにシステムとしてなっているのか。例えば、大使館のアタッシェなのか、それとも衛生課が自分で、家畜の病気なのだからそのくらいのことは、多分、世界中探っているだろうと思うのですが、そういうルートなのか。あるいは、OIEから情報が来たのか。ルートがきちんと確立されないと、またどこかで大変な病気が起こったときに、同じようなことをやるのではないかとこのころ

配があります。農水省は、それをどのようにやっているのか。

なぜ農水省かという、このときはまだ人畜共通伝染病ではないわけですから、家畜の伝染病と思っていたわけですから、農水省はそういう情報をどうやって集めているのか。そういうものをきちんと集めるシステムがあるのかどうか。その辺の資料をいただきたいと思います。

高橋委員長　　竹田委員、どうぞ。

竹田委員　　私、専門ではありませんので、むしろ山内先生にお伺いしたいのですが、B S E は人の感染症としての位置付けは96年、今の資料で明快なのですが、先生のご専門で96年以前に関しては人の感染症という認識は全くなかったということでもいいですね。

山内委員長代理　　人との問題は、それが取り上げられたのは1990年です。1990年に、まずB S E の発生が1万 5,000頭という非常に大きな数になった。

竹田委員　　動物の？

山内委員長代理　　牛の間で。そこで人に来るのではないかという議論が起きて、しかも、その際に猫が猫海綿状脳症、同じくプリオン病で死んで、そこで大きな社会問題になったわけです。そのときから議論はずっと続いています。

そして、実際に人への感染が問題になったのは96年3月ですが、その時点では状況証拠といえますか、あらゆる可能性を全部否定していくと、やはり変異型のヤコブ病はB S E からの感染しかあり得ない。そして、その後、現在は科学的ないろいろな知見がありまして、両方の病気は同じ病原体から起きているというのが明らかになっています。

竹田委員　　したがって、この委員会は人の感染症であるから大きな問題点があって、これが獣の感染症であるならば問題ないわけですから、どこから議論するかというときに、この資料でしたら96年以降の議論であって、人に感染を起こさないということであると、今もこれだけ大きい問題にはならなかったという認識をするわけです。

したがって、何年から議論するのか。今、86年の話があるのですけれども、86年からB S E は牛の感染症としては問題であったけれども、認識として人の感染症ではなかったわけです。したがって、レトロスペクティブにどこまでさかのぼるのでしょうか。

高橋委員長　　一応、事務局の案としては、86年以降ということは、牛にかかわるB S E 問題も本委員会の非常に重要な課題だろうと思います。人間に感染するからだけの委員会ではないという意味で、86年が1つのさかのぼる限界だろうと思うのです。しかし、それ以前にスクレイピーの話などがありますので、必要に応じてはもっとさかのぼってもい

いのではないかと考えています。

岩淵委員 86年の段階では牛だけの話だったという認識だということですが、では86年の段階で人間には一切関係なかったかといえば、当然ながら病気、事柄の性質として、人間に感染する可能性だってあったわけだし、してたかもしれないわけですから、それを認識がなかったから96年というのは、そんな仕切りの仕方はないと思うのです。当然ながら、86年までさかのぼらないと。

高橋委員長 当然、86年です。96年ではございません。86年までさかのぼってと。

和田委員、どうぞ。

和田委員 1点、意見を申し上げて、1点、質問したいと思います。

既に山内先生からお話がありましたように、やはりいろいろな情報をみてみますと、各国でのいろいろな情報が、ほんのわずかですけれどもいろいろなところに出ているのです。ですから、EUと一くりにしないで、ぜひそれぞれの国の情報を示していただきたいと思います。例えばですけれども、ジェトロの通商広報というのが私どもの手元に来ているのですけれども、みてみましたら、例えばデンマーク、スペイン、ドイツ、イタリア、オランダなど、主要各国の狂牛病対策とその成果というところで時々出ているのです。ですから、ぜひそういう資料を示していただきたいと思います。

もう1つは質問なのですが、きょう配布されております資料は事前に送っていただいたのですが、私の場合、事務所へ送っていただいたものですから、きょう届きまして、きょうちょっと寄ったほんの10分ぐらいで、ああ、資料が来ていたのだなと。土日を挟みましたので十分拝見しておりません。

その上で、分厚い資料がありますが、ここに農水省の通知とプレスリリースが入っております。今、これをみましたら、あるのかもしれないのですけれども、9月10日のプレスリリースが入っておりますのかどうか。一番初めの次のページに、目次ではないですけれども、ありますところは9月12日からになっているのです。

それで10日というのが、生産局というので今手元にもっておりますけれども、これに先ほど非常に問題になっております「当該牛はすべて廃棄され、食用には供されていない」ということが明記されているのです。先ほど、廃棄と焼却の言葉の使い方は詳しくお話があって、それは了解しますけれども、9月10日の「当該牛はすべて廃棄され、食用には供されていない」と明記されているプレスリリースがこの中に入っているのかどうか。入っていないとすれば、私は納得できないのです。何か理由があるのか、それを教えていただ

きたいと思います。

高橋委員長 1点は資料請求です。それはひとつよろしくお願いします。

2点目は、ひとつご説明ください。

武本企画評価課長 説明の際に、「第1回BSE問題に関する調査検討委員会（通知、プレスリリース等資料）」の農林水産省と厚生労働省医薬局食品保健部の資料について言及するのを失念しておりましたけれども、まず、「通知、プレスリリース等資料」は、9月10日以降について行われている通知及びプレスリリース等をまとめたものでございます。ご指摘の9月10日は、農林水産省の資料は、前段、表紙をめくったところに通知文書がずっと書いております。

今、和田委員がご指摘になられましたプレスリリースは、まことに申しわけないのですが、ずっとめくっていきますと通知文書というのは96ページで終わります。そこから以降がプレスリリースでございまして、最初がお尋ねの13年9月10日、生産局の「牛海綿状脳症（BSE）を疑う牛の確認について」の1「経緯」の(1)にアステリスクでなお書きで、ご指摘の部分があります。

和田委員 わかりました。

高橋委員長 それでは、砂田委員。

砂田委員 私は畜産問題とかBSEの専門家では全然ないけれど、食べ物、食生活、健康づくりの国際比較などを報道したり講演したりして、25年以上の食生活・健康ジャーナリストと名乗っている者です。私はアメリカの新聞社に在籍していたことが10年ほどあります。そういう体験から申しますと、なぜ今、狂牛病問題、BSEが大騒ぎなのか。これは人にうつるからだと思います。

要は、皆、一般大衆は安全、安心が欲しいのです。食の安全、安心を解説するというか、証券市場でいいますとアナリストみたいな人があまり日本には育ってこなかった。風評問題とか、急に牛肉が売れなくなって被害が大きいとか、どうしてどうなったのかということをお大衆にわかりやすい言葉で解説する人がいない。一方、野球でも、サッカーでも、いろいろな解説、分析、それからページも時間も多い。

私は自分がいたニューヨーク・タイムズと日本のマスメディアを比較して、ここにマスコミ関係の人が3人いますので皆さん同意なさると思う。21世紀のいま、これだけ食生活が国際化、メニューが国際化、情報が国際化して、世界中のものがいつでもどこでも何でも食べられるのに、国際比較すると問題なのは、学校で「体育」があって「食育」がない

ことです。

文部科学省で来年4月から食育は始まるのですが、大衆がわかる、いわゆる発行部数の多い有力紙をみたら、毎日、スポーツ、体育のページが2ページ、4ページあるのに、食の安全のページとかコラムが確立されていない。健康の記事が確立されていない。食問題は社会部の記事として、社会問題、ニュースとしてあるのですけれども、ずっとしつこく追い続けるという記事がほとんどない。そういう記者もいない。これを機会にぜひ日本も、例えば、ニューヨーク・タイムズとかワシントン・ポストとかロンドン・タイムスみたいな食専門記者を育てるべきです。行政も、メディアも、一般大衆も、そういうものを強く求めていると思います。関心が高いのにないというのはおかしいのではないかと。

例えば、きょうは、データ、ものすごい膨大なすばらしい、細かい資料を読みました。しかし、一般大衆だったら、日本には一人当たりの牛肉の消費量がこんなに伸びている。若い人はたくさん牛肉を消費している。消費の70%が輸入されている。一体安全検査官が日本に何人いるだろうか、どこでだれがどのようにチェックしているだろうか、検査場所が全国どこに何ヵ所あるのか、そういう数字があれば、そのようなデータの方がもっと大衆にはわかりやすいのではないだろうか。

きょうの会合は、どちらかというトップダウンのトップの方。ボトムアップで、大衆が求めている牛肉、狂牛病、BSEに関する情報というのは、もっとわかりやすく素人でもすぐ理解できる、安心、安全に関するのではないだろうか。国際比較も非常に大事だけれど、自分が牛肉を買う立場になると、わかりやすい説明をしてくれるニュース解説とか、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌の報道です。そういう人材を、これを機会に私たちみんな育てたらどうでしょうか。私の希望であり提案です。日本には毎日どれくらいの牛肉が消費され、何人がきちんと安全検査しているか、どこにそういう検査所があるかがわかれば大衆はもっと安心するのではないのでしょうか。

高橋委員長　ほかに何か。　では、私からも2点ばかり。

1つは、情報として、どういう情報がいつの段階で入ってきたのか。例えば、BSEの発生がイギリスで起きたという情報が、先ほどどういうルートというお話がありましたが、いつどういうプロセスを経て、だれのところに入ったのか。もう1つ、BSEの原因が肉骨粉であるということの情報が、いつどんな形で入ってきたのか。それから、入ってくるプロセスについて、研究者、農水省の研究機関からのものもありませんし、あるいは厚生労働省の研究機関からのものもあろうと思うのですが、そこから挙がってくるものと、

大学、他の研究機関から挙がってくる場合もあると思うのですが、そういう情報がどのような形で行政に反映されているのか。それから、いろいろな情勢が入ってきたときに、危機管理という意識が生まれていたかどうか。また、万一、日本に入ってきた場合にどういう対処するかというマニュアルみたいなものを作成したのかどうか。例えば、イギリスからの肉骨粉の輸入量についていろいろデータが錯綜している。しかも、つい最近になってそれが問題になっていたわけですが、危機管理だったら当然最初にやっておくべきことだろうと思うのですが、そこはどうなっているのかという点が1つです。次回のときに、そういうことを資料として出していただければいいのではないかと思います。

それから今、申し上げた研究者の情報というものがどんな形で行政に反映するのか。もちろん、技術的、自然科学的な研究情報も非常に必要ですが、社会科学的研究情報もそれなりに重要ではないかということでございます。たまたま、これに関連した研究会を日本大学でやりましたところ、畜産経済学、食肉経済をやっている同僚からいろいろな話を聞きました。その中の一つについて、正確を期すためにメモをファクスしてもらっていますので、それを読んでみたいと思うのです。

1991年6月、日本畜産副産物協会、現在は日本畜産副生物協会主催の研究会で、この問題の危機を訴えたそうです。その内容は、また後で後半に書いてありますが、そうしたら講演の翌日に、横浜動物検疫所の所長から、「BSEに関する話題については、今後触れないでほしい」という電話が研究室にかかってきた。その理由としては、現時点ではBSEの原因物質が不明であることから、治療、あるいは予防措置がないこと。それから、BSEの蔓延が日本に及ぶことが不明であることなどでした。

この同僚が話題として取り上げた理由は、当時、アメリカから子牛の生体輸入をしていた。その購入先がシカゴ周辺でした。そのシカゴ周辺ではスクレイピーの発症密度が高かった。感染牛が輸入される危険性を感じていたからである。当時の知見では、よだれから経口感染するのではないかといられていたということも背景にあったようですが、「このような情報というのは、今後決して触れないでほしい」といわれるのではなくて、むしろそれを生かしながら官民一体で危機管理に当たる必要があるのではないかと。これにもいろいろ事情があるかと思いますが、その辺も今後の話題にしていきたいと思います。

山内委員長代理　これは資料請求になるのかもしれませんが、1998年にEUがBSEステータスの評価を始めて、日本もその評価を受けたと。ここでは、実際にBSEの各国の専門家が日本の現状を全部調査しているわけです。農水省には当然届いていると思うの

ですが、その内容は我々に全然知らされていないのです。その内容を示していただいて、あの時点で諸外国の人たちが日本の現状をどのように評価していたのか。それに対して、日本はどう対応したのか。そのデータがないと議論ができないのではないかと考えています。

高橋委員長　これは、資料2の1の　の2番目のポツにかかわることですね。

山内委員長代理　そうですね。

高橋委員長　それは資料としてぜひ提供してほしいと思います。

ほかに、どうぞ。

加倉井委員　単純な質問をしますけれども、参考配布の1ページの3のところに「主な感染経路」というのがあって、「接触感染や空気感染はしないと考えられており」、これはそうだろうと思うのですが、「考えられており～経口感染と考えられている」という文脈になっているのですが、母子感染というのがあるのです。これは、母親から子供に感染するというのを完全に無視しています。可能性があるかどうか知りませんが、論理としてそれを完全に無視しているから、もし何か理由があったら教えていただきたい。

山内委員長代理　母子感染は当初非常に大きな問題になりまして、実際にBSEの牛300頭から産まれた子牛300頭と、一見健康な親牛300頭から産まれた子牛300頭、全部で600頭について母子感染があるかどうかを英国で7年かかって調べたのです。そうしたら、最終的には全部ブラインドテストで答えを出すつもりだったのですが、検査が終わるころに行政の圧力で全部ブラインドをとられてしまって、最終的にはBSEの牛から産まれた子牛で15%、健康な牛から産まれた子牛で5%、BSEが出た。差し引きすると、10%。だけど、それをちゃんと本当に解析していきますと、多くのものは恐らく豚や鶏用の肉骨粉からの感染の可能性が非常に高かった。だけど、これは英国政府の、行政の圧力で、結局、研究者の方がそこまでの解析ができないで終わってしまっています。

したがって、現在、英国では、今後のBSEの発生状況の推測はすべてマキシマム10%の母子感染があるという前提でやっています。一方、仮に最大限10%あったとしても、肉骨粉をえさとして与えなければBSEは終息する。そういう結論とっていいと思います。

加倉井委員　わかりました。ありがとうございました。

高橋委員長　竹田委員。

竹田委員　今のお話を伺ってしまして、私、ヒトの感染症が専門で、現職の前は感染症の研究所の所長をしておりましたけれども、話が牛の話とヒトの話と混在すると大変誤

解を与えると思うのです。今、山内先生は牛の話をされた。ご質問が牛の話なのか、ヒトの話なのかということが明快ではないわけです。ヒトの母子感染という印象を聴衆に与えると大変誤解を生じると思います。したがって、話を分けていかないと。例えば、5はヒトの話をしているのです。新型クロイツフェルト・ヤコブ病との関係はヒトの話です。その前の「BSEとは」というのは牛の話なのです。だから、これは議論を分けていかないと、非常に混乱を生じると思います。今の質問も、私はそういう立場からもう少し仕切り直していただかないと。

高橋委員長　それでは、発言に牛、あるいはヒトというように分けて、誤解のないように進めていきたいと思っております。

ほかに何かございませんか。

加倉井委員　このタイトルは「BSEとは」と書いてあるわけだから、牛と一々いわないで、BSEといったら牛ですから、そのときにまた牛というのですか。「BSEとは、牛は」というのですか。それは論理としておかしいのではないか。

高橋委員長　少なくとも、それがわかるような形でということで、BSEといったら牛のことです。それから……

竹田委員　だから、今の質問は、母子感染は牛の話を聞いておられるのか、ヒトの話を聞いておられるのかわからないということを申し上げている。

加倉井委員　「BSEとは」というので書いてあるところですから、「BSEとは、ヒトは」とはいわないと思います。ですから、BSEとは何かという話の中で伺ったのです。それはもちろん、人間の話とは違うというのは当然です。ヒト海綿状脳症を新変異型クロイツフェルト・ヤコブ病というわけですから。

高橋委員長　誤解があるようでしたら、その都度、質問していただいて、例えば、参考配布の1ページのBSEについての質問であるとすれば、当然これは牛にかかわるものになりましょう。

竹田委員　私は誤解していないのですが、傍聴席の方もおられるし、公開されたときに聞く側が誤解をしないような表現をしてほしいということをお願いしたい。

高橋委員長　わかりました。そのことについては異論はないと思います。

ほかに、和田委員どうぞ。

和田委員　この検討委員会が何をやるかというのが、これまでの行政対応上の問題の検証が課題だということが頭にあったものですから、BSEそのものについていろいろ伺

いたいことがあるのです。それを出していいのかどうかというのをちゅうちょしておりますが、BSEに関していろいろな情報が出ておりまして、例えば牛、ヤギ、羊とか反すう動物に限られているのだという話と、情報によりましてはダチョウにもそういう例がある。あるいは、先ほどからお話の出ています豚の場合であるとか、犬は出ないけれども猫の場合にはあるとか、いろいろな情報がありまして、入り口のところでどうなのだろうかという話が私どもの間では出ております。これは専門家の先生のお話を伺うことになるのかもしれませんが、その辺を伺いたいと思います。

高橋委員長　技術的な認識をある程度共有していかないと、この委員会は進まないと思いますので、また専門家の先生が2人いらっしゃいますので、時間の許す限り必要な技術的な質問はぜひして、それでお答えいただき認識を共有していきたいと思っております。たしかミンクにもあると。

山内委員長代理　BSEは、はっきりわかっておりますのは牛です。

それから、羊には実験的に食べさせて感染も起きます。ただ、羊の場合はスクレイピーとBSEの区別がつかない可能性があるので、非常に大きい問題を英国だけではない、ヨーロッパは抱えています。

ダチョウのお話が出ましたが、これは実際に調べてみると、はっきりBSE感染という証拠はありません。現時点では証明されていない。

それから、猫は間違いありません。猫だけではなくてネコ科の動物、トラとかピューマ、チーターといったものも感染しています。すべて経口です。

あと、豚の場合には、かなり大量の病原体が入っているというか、BSEに感染した牛の脳を豚に食べさせて、6年か7年か忘れましたが、多分7年間だったと思います。観察した結果では、経口では、食べさせた場合には発病していません。ただし、脳の中に接種した場合には感染しています。

ところが、経口接種と脳内接種と比べますと、脳内接種は約10万倍ぐらい感染効率が高いいので、脳の中に注射をした量の10万倍の牛の脳を豚に食べさせない限りは感染は起こらない。いいかえれば、それだけ大量のBSE、牛の脳が入った肉骨粉を食べない限り、豚は発病しない。現実には、そういうことが起こり得ないという結論です。

それから、ミンクは全然別の病原体です。

今、アメリカでシカが問題になっていますが、シカの病原体は、BSEでもスクレイピーでもないということが実験的にもある程度のデータが出ています。

大体、そんな感じですか（「クーラーは」の声あり）。

クーラーは人間の間で、ニューギニアの原住民の間で起こっていたものであって、死んだ人を食べるという習慣から広がったものと考えられておりますし、現実には人を食べる習慣がなくなった後で生まれた人では、クーラーの患者は出ていません。ただ問題は、その習慣があった時代に生まれた人、これは1960年代以前です。そういう人の中で現在でもわずかながら患者が出ているということは、三十数年という潜伏期でも経口感染で発病し得る。実は、この問題がヒトの変異型ヤコブ病の潜伏期がわからないというところにつながっているのです、大変関心をもたれている。そういう状況です。

高橋委員長　よろしゅうございますか。

和田委員　わかりました。

岩淵委員　そのついでで不勉強で恐縮ですが、人間の場合、英国で若い人たちの感染が多い。その理由というのは、はっきりしたものが出ているのですか。

山内委員長代理　若い人だけが多いかどうか。現時点では、ほとんど若い人。だけど、70歳代の人でみつかった例もあります。ただ、これまでみつかったきっかけというのは、やはり若い人でヤコブ病になる例というのはまずなかったということが、恐らく大きな理由ではないか。年とった人の場合には、孤発型といいますか、古典的なヤコブ病もありますので、それでみつかっていない可能性もあります。それ以上はわかりません。

高橋委員長　またもとに戻りますが、8月6日でしたか。敗血症ということで診断された。たまたまその脳を、頭の部位がサーベイランスの対象となったということで、どうもこれは偶然発見されたのではないかと。サーベイランスに必ずかかるという保障はなかったのではないかと。そのとき、たまたまサーベイランスの対象になったからこれだけの問題になった。もし、それがサーベイランスの対象にならなかつたら、恐らくまだ日本では問題になってなかったのではないかと思うのですが、サーベイランスの対象になったきっかけはどういうことだったのでしょうか。

農林水産省宮島衛生課長　ただいまのお話でございますが、このBSEの検査につきましては、先ほどのお話の中にありましたように既に1996年から　私ども、また後ほどお話しさせていただきますが　検査の対象ということにさせていただいております。その一環で検査を続けてまいりまして、さらに本年に入りまして、この強化を図るべきというような技術検討会のご意見も賜りました。そういった一環の中で、その対象をふやしてございます。

そういった中で、と畜場、と畜検査に協力いただいて検査をするという体制をしいてきたわけでございます。その中で、千葉県のと畜検査のものについて調べた結果、本件が摘発されたということでございます。

竹田委員　サーベイランスという言葉が出ていますが、その場合には母数が幾らに対して1頭やるという感じのサーベイランスなのか。技術的にはどういう感じですか。

農林水産省宮島衛生課長　今のお話でございますが、先ほどお話のありましたOIE（国際獣疫事務局）というのがございます。人間でいえばWHOに相当する機関でございますが、そういった中で調べる対象というものがございました。その中で一定の規模を調べる必要がある。例えば、日本の家畜の数からすれば、195頭程度調べることが正常性を確認するような状況になってございました。

そういったことで、調べる対象につきましても、中枢神経異常を示したものを中心に調べるということになってございまして、そういったものを対象に調べてございました。

山内委員長代理　今の件、さっきも申し上げたのですが、食肉衛生検査所は厚生労働省であって、そして家畜保健衛生所は農水省であって、食肉処理場の方でと殺された牛が、今度は家畜保健衛生所でサーベイランスの方に回って行って、そこで検査の結果が出たわけです。

そうすると、さっき申し上げた両方の間でどういう役割分担ができていたのか。どういういきさつでこのような結果になったのか。敗血症というのは食肉衛生検査所の判断であって、敗血症自身であれば、サーベイランスの対象にはならないのではないかと考えております。ですから、これは本当は2回目の会議のときの議題かもしれませんが、そういったこともぜひこの次の回に資料を出していただきたいと思います。

農林水産省宮島衛生課長　かしこまりました。

高橋委員長　それと、今の資料3の8ページ以降、日にちのところにぜひ曜日を書いておいていただくといいと思います。例えば、8月24日は金曜日なのです。その日に電話が通じなかった。担当がいなかった。しかし、それから8月30日に通ずるまでは、これは木曜日で相当時間があるわけです。曜日を書いておいていただければ、もう少し議題が深まると思います。

和田委員　たびたびで申しわけありませんが、10月18日から全頭検査が始まりまして、これは私たちとしても1つの区切りというのでしょうか、そのように感じておりますが、死亡牛の大半が対象外になっているのではないかと。そういうものについての危険部位とい

うのを含めて、肉骨粉になっているのではないかという情報も、特にこの数日、ちょうど全頭検査から1ヵ月たったものですから、また改めていろいろな情報が出ておりますけれども、その辺のところも大変関心があり、不安の種になっておりますので伺いたいと思います。

高橋委員長　このことは国会でも問題になったようでございますが、後日また詳しく説明いただくとして、本日、概要等、多少説明いただければと思います。

農林水産省宮島衛生課長　ただいまの死亡牛に対する検査についてでございます。これにつきましては今回の発生にかんがみまして、従来も生きた家畜について、先ほど申し上げましたようにBSEを疑うもの、中枢神経の症状を示す、また類するものについては調べるということでやってまいりました。

それに加えて、今般、この死亡牛につきましては、そういった可能性をもって死亡したものについてはすべて対象にするということで、現在、私ども共済の統計なりをみますと、そういったものが大体5,000～6,000ございます。いわゆる起立不能　山内先生の方がお詳しいのでございますが、海外の情報を得ましても、摘発率の高い部分についてはすべてその対象にするということでやってございます。

加えて、先ほどに関連するのですが、従来、EUでモニタリングというものをやってございます。そういった中で、例えば24ヵ月齢以上で何頭以上ということがございまして、参考資料3の16ページにございます。先ほどもお話しさせていただいておりますが、死亡獣畜、EUの今までのモニタリングの中でそういった基準がございまして、日本の24ヵ月齢以上の数からすれば4,500頭、無作為に抽出して調べることが必要だということになっております。そういったものをあわせて対応することになっております。

具体的には、ここにございます発生前までの流れですと死亡・廃用牛がございまして、BSEの検査を家畜保健衛生所でいたします。そこでやったものについては、すべてその中で焼却していくということでございます。これまで、それ以外で事故などで、明らかにBSE以外のものであるといったものについては、死亡獣畜取扱場で解体されて肉骨粉ということで出荷されておりました。

しかしながら、現在、BSE発生後の対応というところをみていただきますとわかりますように、BSEの未検査のものにつきましても廃棄物焼却施設ですべて焼却される。あるいは、死亡獣畜取扱場に行ったものにつきましても、BSEの発生後の流れという右側の囲いの中でございますが、ここにありますように化製場で肉骨粉にレンダリングされま

すが、その後、すべて焼却されるという形になってございます。

高橋委員長　よろしいですか。

和田委員　はい。

高橋委員長　私からもう1点、例えば、今回の発生の原因について、まだ究明されていないということを新聞報道等で聞いております。このことについては、恐らく後の委員会で特に論議されないだろうと思しますので、若干説明していただければと思います。

それから、参考配布の2ページをみてみますと、諸外国の発生事例があります。黒く塗っているのが、その国でもともと飼っていた牛から発生したものであるということを見ますと、ドイツの場合、たしか去年11月に最初の1頭が発見されたと聞いておりますが、それから1年後、114頭にふえているわけです。スペインについてもかなりふえている。日本の場合には極めてうまくいっているのか。それとも、これからぐっとふえるのか。その辺、どのように解釈していいのか。非常に微妙な問題ですので言い難いでしょうけれども、その原因追究の話とからめて説明いただけないでしょうか。

農林水産省梅津審議官　まず、原因の調査状況ですけれども、川下、つまり、千葉と北海道の2つの農場の当該牛に給餌していたえさのルートからいろいろ調べております。具体的には、そこに供給していた配合飼料工場、あるいは配合飼料工場が手当てしていた原料の供給者、配合飼料以外の補助飼料なり動物用医薬品、そういったところまで広げて最大限の把握を今している最中です。

もう1つは、川上の方から輸入肉骨粉の流通経路を追っています。具体的には、EUの発生国であるイタリアとデンマークの日本への肉骨粉の輸入状況と、それが入ってから国内での流通状況の調査をしています。ご承知のように、だんだん枝分かれして対象の事業者がふえてまいりまして、作業的にはかなり膨大な作業になっております。

先般、国会で大臣が今月中にもその状況を中間的にとりまとめて公表すると申し上げておりますので、今、その方向に向かって作業をしている最中でございます。

2点目ですけれども、これは率直に言って、その後、EUでふえているというデータがございますが、具体的なデータはもっておりません。英国でも最盛期で一農場当たりの発生頭数が平均3%、2頭未満が半分以上ということで、かなり個体差のある家畜疾病であるということを伺っておりますし、大臣もかねてから、「絶対にないとだれも断言できない」と言われているわけですが、まだ現時点では確たるデータもっておりません。

高橋委員長　原因追究について、まだ調査の途中段階であると解釈してよろしゅうご

ざいますか。

農林水産省梅津審議官 はい、そうです。

高橋委員長 どうぞ。

山内委員長代理 まず、ドイツの件についてだけ一言申し上げますと、ドイツも各州によって随分違って、今、実際にはほとんどがババリア地方でたくさん出ている。何か特殊事情があるのではないかという感じがします。

もう1つの原因調査について、これはお願いということになるのかもしれませんが、肉骨粉の流通経路を調べてみても、感染源というのは最終的には恐らくわからないだろうと。科学的には、株のタイピングという方法があります。これはマウスの脳の中にBSEの牛の脳乳剤を注射して、約1年間かかりますが、その脳の9ヵ所の部位での空胞のできぐあいのカーブをとりますと、BSEは非常に特徴的なカーブを示します。その結果で英国のものは1つのタイプしか流行しておりませんし、フランスで発生したBSEも同じタイプです。ということは、日本のものもその検査をすれば1年後には答えが出てくるだろうと。

もう1つは、脳の乳剤をウェスタンブロットでやった場合に、今、タイプ1、2、3、4という分類があるのですが、BSEはタイプ4なのです。今度の千葉のケースもタイプ4なのです。そういう意味では、かなり近い。非常に雑な見方ですが、要するに違ってはいない。そういう答えがあります。

したがって、今後、どういう研究調査をされるつもりなのか。そういったことを次回以降、いつでも結構なのですけれども、教えていただきたいということ。

それから、動物衛生研究所は今度独立行政法人になりました。今までは農林水産技術会議の所属であった。一方、家畜衛生行政は畜産局の衛生課の管轄であって、その両方の間は必ずしもうまくいっていたとも思わない。うまくいっているときはいいのですけれども、必ずしもいっていない場合も随分ありました。こういうものはどのようになっていくのか。その辺についてのお話も聞かせていただきたいと思います。

高橋委員長 ほかに何か。今後の進め方、少なくとも次回、この資料は準備してほしいというものはございませんでしょうか。

砂田委員 これは消費者の一人として、ジャーナリストの一人として、この会議、6回の会合から最終的に日本人が食べ物の安全性ということに対してもっと関心を高める。そして、自分の健康は自分で守れる。最終的に牛肉を食べるか、食べないかは消費者が選ぶわけです。だから、牛肉が口にやってくるのではなくて、消費者、エンドユーザーが、

食べる人が箸でフォークで口に運ぶのです。そういう人たちのために、この会合が安全な牛肉をおいしく食べていただくために、どういった情報提供をしたらいいかを議論するところに意味があると思っています。例えば、アメリカは毎年9月が食の安全教育月間です。日本は交通安全教育に予算があるけれど、食の安全教育はあまりしてこなかった。体育の日があっても食育の日はまだない。これを機会に大衆がもう少し食べ物に対して安心、安全、それから栄養、健康、保健ということに目覚めるように、何かこの会合がそういう意味で貢献できたらすばらしいのではないのでしょうか。私の希望的な観測です。

今はバイオテロリズムなど、不測の時代、不確実性の時代です。予測できないことがものすごくたくさんあります。ペットからうつる病気とか、感染症も想像を超えて広がっている。また結核が、マラリアが復活するとか、本当に克服したはずのものが私たちに襲いかかる。全然予測していなかったことが私たちに襲いかかる。だから、より多くの大衆に目覚めていただくようなコミュニケーションを私たちがどう発信していくかを、これからみんなで官民合同で研究開発していけたら、このBSE委員会の開催の意味があるのではないのでしょうか。

高橋委員長　恐らく、委員の皆さんは同じ気持ちだろうと思っております。

ほかにございませつか。　私からもう1点、これは「AERA」という週刊誌の情報ですが、14年前に、日本で似た病気が獣医学会で報告されたという報道を読みました。牛のスクレイピー様疾患という報告があったそうです。その学会報告をしたのは帯広畜産大学の若い方だと記憶しています。その点について、何か資料等があればぜひ紹介してほしいと思います。

農林水産省梅津審議官　「AERA」の記事の点ですけれども、次回、適切な資料があればご説明したいと思いますが、たしか2つの例は、12ヵ月と19ヵ月の牛の例だったと思います。これは山内先生がご専門ですけれども、20月齢未満の牛については、ほとんどBSEの事例が報告されておらないというのが事実だと思います。

それから、健康な牛であっても脳に空胞がある場合があるということを承っております。そういったことで獣医学会に報告された例については、いわゆるBSEではなかったと判断して差し支えないと承知しております。

今 後 の 日 程

高橋委員長　さて、そろそろ予定の時間がまいりましたが、ご発言よろしゅうございますか。　それでは、予定の時間がまいりましたので、次回以降の委員会の審議に当たっては、皆さんから伺ったご意見を十分踏まえて進めていくことにしたいと思います。

次回以降の日程について、事務局から案を説明してください。

農林水産省武本企画評価課長　それでは、ご説明申し上げます。

事前に委員の皆様にご都合をお伺いしたところでございますけれども、できるだけ多くの委員の方にご出席いただける日程といたしまして、第2回の委員会は12月7日金曜日、午後5時より、そして第3回委員会は12月21日金曜日、午後3時より開催することとしてはいかがかと思えます。

また、お手元に、平成14年1月から3月にかけての日程の確認表を今配布させていただいているところですが、委員の皆様方、大変お忙しい方々ばかりでいらっしゃいますので、来年1月以降につきましても、できれば次の回に、大体このあたりということで皆様のご了解をいただければと思っております。できますれば今週木曜日、11月22日までにファクスなり何なりでお送りいただければと、このように考えております。

高橋委員長　それでは、次回、12月7日金曜日、午後5時から、場所は農林水産省だと聞いております。第3回が12月21日金曜日ということでございます。それから、今配布されました今後の日程表に出席の可否を記入して22日までに出してほしいということでございますので、ご協力いただければと思えます。

閉　　会

高橋委員長　それでは、次回までいろいろ資料等の整理もあろうかと思いますが、事務局の方、よろしくお願ひします。本日はこれもちまして閉会としたいと思います。どうも皆さんご苦労さまでございました。

了